

仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会設置要綱

(平成 16 年 6 月 7 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 12 条の規定に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）に対する福祉サービスや自立支援策に係る計画（以下「自立促進計画」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 仙台市におけるひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策の基本的な方向に関すること
- (2) 仙台市におけるひとり親家庭等の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関すること
- (3) その他自立促進計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、10 名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、ひとり親家庭等の当事者団体、支援団体、専門機関その他の関係者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、協議会からの自立促進計画策定のための提言がなされるまでの間とする。

(座長)

第 4 条 協議会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 座長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、子供未来局子供育成部子供家庭支援課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 7 日から実施する。

附 則（平成 21 年 6 月 12 日改正）

この改正は、平成 21 年 6 月 12 日から実施する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 6 月 27 日改正）

この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日改正）

この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日改正）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。